

# 公示

第五管区海上保安本部長公示第 28 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 22 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 兵庫県中播磨県民センター  
(2) 住 所 兵庫県姫路市北条 1-98

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 姫路市家島町地先水域（別添付図のとおり）  
(2) 期 間 令和 7 年 9 月 24 日から  
令和 7 年 10 月 23 日まで

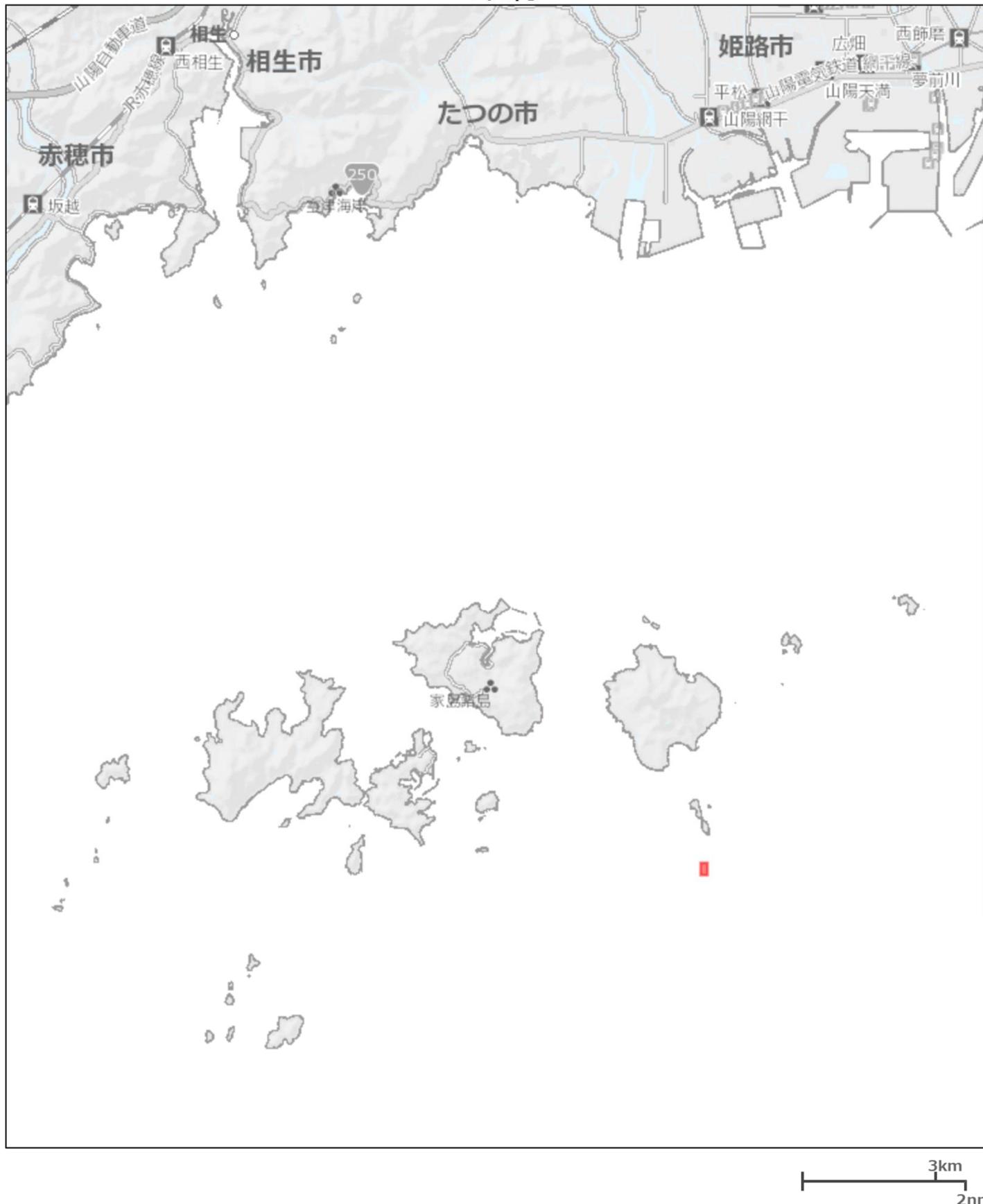
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

# 付図



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム  
(<https://www.msil.go.jp/>)